

廃棄物焼却施設更新事業環境影響評価準備書に対する福島県環境影響評価条例（平成10年12月22日福島県条例第64号）第20条第1項の意見

## 1 総括的事項

(1) 本事業計画は、いわき市南台の丘陵地に立地する製紙工場のボイラーの更新を目的として、併せて事業活動に伴い生じる廃棄物の有効利用を進めるため、既存の焼却炉を撤去した後に排出ガス量 $200,000\text{m}^3\text{N/h}$ （湿り）の廃棄物ボイラーと発電能力 $20,000\text{kW}$ を有する蒸気タービンを新設して、それらにより発生する蒸気と電気を当該工場内に供給することを企図しているものであるが、周辺地域は元来自然豊かな緑地等に隣接しており、生活環境及び自然環境へ相当の影響を及ぼす可能性があることから、最新の環境対策や施工方法等を積極的に採用するなど、当該事業の実施による環境影響を最大限回避及び低減すること。

(2) 本計画施設は長期間にわたって使用されることが想定されていることから、その稼働中は適切な維持管理及び設備更新等を行うことにより、経時劣化による環境影響の増加がないようにすること。

(3) 本事業計画の実施に当たっては、事業の内容や想定される環境影響等について、周辺地域住民等に丁寧に説明及び周知し、必要に応じて専門家の助言を受けるなどして、事業実施について十分な理解を得るとともに、環境影響評価準備書に記載しているもの及び本意見等を受けて追加する環境保全措置は確実に実施し、その経過や結果を事業者のホームページにおいて公表するなど、積極的な情報公開に努めること。

なお、これまでの周辺地域住民等に対する説明の経緯、状況及び今後の計画について、事業者側において自主的に行ったもの及び行うものを含め環境影響評価書（以下「評価書」という。）において具体的に説明を加えること。

(4) 今後、本事業計画の内容を変更する必要性が生じて、当該変更により環境への負荷が増大するおそれが認められた場合には、事前にその環境への影響を予測及び評価した上で、必要な環境保全措置を講じること。

なお、計画施設の工事中又は稼働中に、現段階では予測し得ない環境への影響が生じた場合には、相当の環境保全措置を追加すること。

また、その事業実施まで長期間を要する場合には、対象事業実施区域及びその周辺の社会環境、生活環境及び自然環境等の変化の状況を踏まえ、適切に計画を再検討すること。

## 2 大気質について

(1) 本事業計画の実施に当たっては、対象事業実施区域に近接する住宅も存在していることから、工事用資材の搬出入による場合等を含めて発生する窒素酸化物や粉じん等については、周辺地域住民の生活の支障となることのないように確実に対策を実施す

ること。

- (2) 計画施設の稼働中においては、排出ガス量の増加による環境負荷の増大が見込まれることから、当該製紙工場全体でのばい煙総排出量を可能な限り削減すること。

### 3 騒音、振動及び低周波音について

- (1) 本事業計画の実施に当たっては、対象事業実施区域に近接する住宅も存在していることから、工事用資材の搬出入による場合等を含め発生する騒音、振動及び低周波音（以下「騒音等」という。）については、周辺地域住民の生活の支障となることのないように確実に対策を実施すること。
- (2) 計画施設の稼働中における騒音等については、最新の科学的知見に依拠しても不確実性が大きいことから、十全となるように事後調査を実施して、その結果に応じて必要な環境保全措置を追加すること。
- (3) 工事用資材の搬出入については、関係車両の走行台数や走行時間帯等を管理することにより、騒音等の発生を確実に低減すること。

### 4 悪臭について

当該製紙工場においては、過去に製紙副産物の仮置き等によって悪臭を発生して、周辺住民から苦情を申し立てられた経緯があったことを踏まえ、計画施設運転開始以降においても、予期せずに製紙副産物の仮置きが生じる可能性を考慮して、計画施設の稼働中における悪臭の予防方法を再検討し、その結果を具体的に環境影響評価書に記載すること。

また、悪臭の予防には相当の不確実性が残ると考えられるため、十全となるように事後調査を実施して、その結果に応じて必要な環境保全措置を追加すること。

### 5 土壌・水環境について

- (1) 対象事業実施区域は、長年製紙工場の一部として使用された経過があることから、土壌の汚染とこれに起因する地下水の汚染の可能性があるため、本事業計画の着工前に、土壌の汚染が発生していないか綿密な確認を行うこと。
- (2) 工事中においては、約6,800m<sup>3</sup>の発生土が想定されていることから、その一時的な保管は保管場所での保管を徹底するとともに、降雨等により土砂、濁水や汚水等が流出しないように対策について検討を加えて、その結果を評価書に具体的に記載すること。
- (3) 本事業計画の実施に伴い、その対象事業実施区域に隣接している井ノ上川及び余木田川とそれらの合流先である鮫川の水質及び水量に影響を及ぼすことのないように確実に対策を実施すること。

また、実施した対策が十分に有効に働いているか否か、事後調査を実施して確認すること。

なお、計画施設運転開始以降、当該製紙工場からの放流量や放流水の濃度は変化しないとしているが、現状の放流量が1日当たり約32,000m<sup>3</sup>となっていること

から、生態毒性管理手法による安全性リスク評価の検討を加え、使用水量の削減や排水処理設備を更新する等してさらなる環境負荷の低減を進めること。

## 6 動植物・生態系について

- (1) 計画施設稼働中においては、放流水の色について目標値を設定して、必要に応じて排水処理薬品を添加するとしていることから、使用する薬品の化学成分を明らかにした上で、放流先の河川に生息する水生生物への影響について、事後調査を含めて調査、予測及び評価を追加すること。
- (2) 当該製紙工場の工場排水の放流先の河川では、絶滅危惧種であるニホンウナギ等の希少生物の生息が確認されていることから、排水処理設備の維持管理等を徹底して、放流水によってそれらの希少生物の生息へ影響を及ぼすことのないようにすること。
- (3) 新設が計画されている煙突への航空障害灯の設置に当たっては、鳥類への影響について、事後調査を含めて調査、予測及び評価を加えて、その結果に応じて必要な環境保全措置を追加すること。

## 7 景観について

対象事業実施区域及びその周辺は、比較的深い緑地に隣接して、西側から南側へ鮫川が湾流する小高い丘陵上に立地して、自然と歴史文化が豊かないわき地方の重要な景色の一部となっている場所であることから、計画施設の意匠が周囲の風景に馴染むものとなっているか再度検討を加えて、その結果を評価書に具体的に記載すること。

また、計画施設は、既存の雑然とした工場建屋群の中に増設されることから、発生が予想される白煙を含めて調和のとれた外観の新たな創出には不確実性が残ると考えられるため、景観に係る事後調査を実施すること。

なお、新設が計画されている煙突への航空障害灯の設置に当たっては、昼夜間それぞれの時間帯における景観への影響について検討を加えるとともに、その結果、影響の程度が著しいと判明した場合には、必要な環境保全措置を追加すること。

## 8 人と自然との触れ合いの活動の場について

対象事業実施区域及びその周辺に近隣する鮫川とその河畔は、散策や魚釣り等の活動の場として関係地域において重要な人と自然との触れ合いの活動の場となっていると考えられるため、再度検討を加えて、その結果を評価書に具体的に記載すること。

## 9 廃棄物等について

- (1) 本事業計画は、対象事業実施区域に既存している旧施設を撤去した後、新施設を建設することを想定しているものであることから、旧施設の撤去に伴い発生する廃棄物等の量と処理方法等について、再度検討を加えて、その結果を評価書に具体的に記載すること。
- (2) 工事に伴い相当量のコンクリート殻や廃土の発生が見込まれることから、それらの発生量の低減及び適正な再生利用に努めること。
- (3) 計画施設の稼働に伴い発生する飛灰及び焼却灰の場外への搬出に当たっては、周辺

へ飛散することのないように十全な対策を講じること。

#### 1 0 温室効果ガスについて

本事業計画では、発電設備等の地球温暖化対策に寄与するエネルギー回収推進設備の併設が予定されているが、それによってどの程度の温室効果ガスの削減効果があるのか、定量的に明らかにされていないため、使用想定燃料の化石由来部分とバイオマス由来部分等の成分比率を含めて再度検討を加えて、その結果を評価書に具体的な数字で明らかにすること。

また、計画施設の稼働中においては、引き続き排熱利用が最大限に実現するように、その時々最新の技術の導入等に努めること。

#### 1 1 文化財について

対象事業実施区域の周辺には、埋蔵文化財である余木田館跡等が所在していることから、本事業計画の実施に伴ってそれらの文化財等に影響が及ぶことのないようにすること。

#### 1 2 その他

- (1) 本事業計画の実施に当たっては、多くの車両の運用を伴うことが想定されるため、交通安全対策に十全を期すこと。
- (2) 計画施設の工事中及び稼働中の維持及び安全管理、計画供用期間終了後の廃止、環境回復措置等については、未来にも影響が及ぶことのないように綿密な検討を加えて、その結果を評価書に具体的に記載すること。
- (3) 本事業計画の推進に当たっては、本意見の内容を尊重するとともに必要に応じて関係機関と協議すること。

以上